

証券コード 6939

2007年8月27日

株主各位

千葉県館山市山本1580番地
ユー・エム・シー・ジャパン株式会社
代表取締役社長 李 光 興

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記株主総会参考書類をご検討下さいまして、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2007年9月10日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2007年9月11日（火曜日）午前10時30分
2. 場 所 千葉県館山市山本1580番地
当社 第3事務棟1階 多目的室
(末尾の会場ご案内図をご参照下さい。)
3. 目的事項
決議事項
 - 第1号議案 ストック・オプションに関する取締役の報酬等の決定の件
 - 第2号議案 ストック・オプションに関する監査役の報酬等の決定の件
 - 第3号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

4. 招集にあたっての決定事項

◎代理人による議決権行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承下さい。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.umcj.com>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 ストック・オプションに関する取締役の報酬等の決定の件

当社の業績向上に対する意欲や士気をさらに高めるため、当社取締役に対してストック・オプションを付与したいと存じます。

会社法施行後は、取締役に対してストック・オプションとして割当てる新株予約権が取締役の報酬等の一部であると位置付けられたことに伴い、取締役に対するストック・オプションに関する報酬等の額及び内容決定について、ご承認をお願いするものであります。

つきましては、当社取締役に対して、ストック・オプションのための報酬等として、以下の内容の新株予約権を、年額600百万円（うち社外取締役分100百万円）の範囲内で付与することにつきご承認をお願いするものであります。当該報酬等の額につきましては、平成19年6月29日現在の当社株価に基づきブラックショールズ式により算出した新株予約権の公正価値に、割当てる新株予約権の総数を乗じた額とインセンティブとしての効果等を勘案し定めたものであります。

なお、本議案は、昭和59年5月15日開催の創立総会においてご承認頂いた取締役の報酬枠（月総額15百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とは別枠として、取締役の報酬等についてご承認をお願いするものであり、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。また、現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）であります。

新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、61,200株を新株予約権の目的となる株式の数の総数の上限とする。なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、その他株式数の変更をすることが適切な場合は、当社が必要と認める処理を行うものとする。

(2) 新株予約権の総数

61,200個を上限とする。（新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は当社普通株式1株とする。なお、当社が(1)なお書きに定める処理を行う場合には、同様の処理に基づき付与株式数を調整するものとする。

る。)

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの財産の価額は、次により決定される1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）とする。

なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、その他行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社が必要と認める処理を行うものとする。

(4) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日の翌日から当該決議の日後10年間を経過する日までの範囲内で、当該取締役会決議の定めるところによる。

(5) 新株予約権の権利行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者は、退任後も権利行使を行うことができる。
- ② 新株予約権の質入、相続その他の処分は認めない。
- ③ その他の権利行使に関する細目については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。

(6) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

第2号議案 ストック・オプションに関する監査役の報酬等の
決定の件

適正な監査に対する意識を高めることにより当社の経営の健全性と社会的信頼の向上を図るため、当社監査役に対してストック・オプションを付与したいと存じます。

会社法施行後は、監査役に対してストック・オプションとして割当てる新株予約権が監査役の報酬等の一部であると位置付けられたことに伴い、監査役に対するストック・オプションに関する報酬等の決定について、ご承認をお願いするものであります。

つきましては、当社監査役に対して、ストック・オプションのための報酬等として、以下の内容の新株予約権を、年額100百万円（うち社外監査役分75百万円）の範囲内で付与することにつきご承認をお願いするものであります。当該報酬等の額につきましては、平成19年6月29日現在の当社株価に基づきブラックショールズ式により算出した新株予約権の公正価値に、割当てる新株予約権の総数を乗じた額とインセンティブとしての効果等を勘案し定めたものであります。

なお、本議案は、昭和59年5月15日開催の創立総会においてご承認頂いた監査役の報酬枠（月総額2百万円以内）とは別枠として、監査役の報酬等についてご承認をお願いするものであります。また、現在の監査役は4名（うち社外監査役3名）であります。

新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、10,200株を新株予約権の目的となる株式の数の上限とする。なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、その他株式数の変更をすることが適切な場合は、当社が必要と認める処理を行うものとする。

(2) 新株予約権の総数

10,200個を上限とする。（新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は当社普通株式1株とする。なお、当社が(1)なお書きに定める処理を行う場合には、同様の処理に基づき付与株式数を調整するものとする。）

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの財産の価額は、次により決定される1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）とする。

なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、その他行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社が必要と認める処理を行うものとする。

(4) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日の翌日から当該決議の日後10年間を経過する日までの範囲内で、当該取締役会決議の定めるところによる。

(5) 新株予約権の権利行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者は、退任後も権利行使を行うことができる。
- ② 新株予約権の質入、相続その他の処分は認めない。
- ③ その他の権利行使に関する細目については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。

(6) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

第3号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の取締役、監査役、従業員及び顧問に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の取締役、従業員及び顧問の業績向上に対する意欲や士気を高めること、ならびに当社監査役の適正な監査に対する意識を高めることにより当社の経営の健全性と社会的信頼の向上を図ることを目的に、後記3.に記載の新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権の割当てを受ける者

当社の取締役、監査役、従業員及び顧問であって、当社の取締役会が定めた者

3. 当社取締役会が募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

- (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、その数（以下「付与株式数」という。）は1株とする（なお、各新株予約権の目的となる株式の数の総数は98,960株を上限とする。）。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）以降、当社が普通株式の分割または併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、新株予約権割当日以降、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、付与株式数を適切に調整することができるものとする。なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(2) 新株予約権の総数

98,960個を上限とする。(新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社普通株式1株。ただし、上記(1)に定める付与株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、次により決定される1株当たりの価額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は以下のとおりとする。

新株予約権割当日のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)とする。

なお、新株予約権割当日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日以降、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(ただし、新株予約権、商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)第280条ノ19の規定に定められた新株引受権の行使の場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

上記のほか、新株予約権割当日以降、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、必要かつ合理的な範囲で、行使価額を適切に調整することができるものとする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

平成20年3月19日から平成25年12月31日までの範囲内で取締役会が定める。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役又は監査役である場合は、取締役又は監査役を退任した後も権利行使できる。新株予約権の割当てを受けた者が、当社の従業員又は顧問である場合は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役、従業員及び顧問の地位にあることを要する。ただし、新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りでない。

② 新株予約権の質入、相続その他の処分は認めない。

③ その他の権利行使に関する細目については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(7) 新株予約権の取得事由及び条件

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされた場合は、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権を無償で取得することができる。

② 新株予約権の割当てを受けた者が、上記(6)に定める新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。
- (10) その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

以上